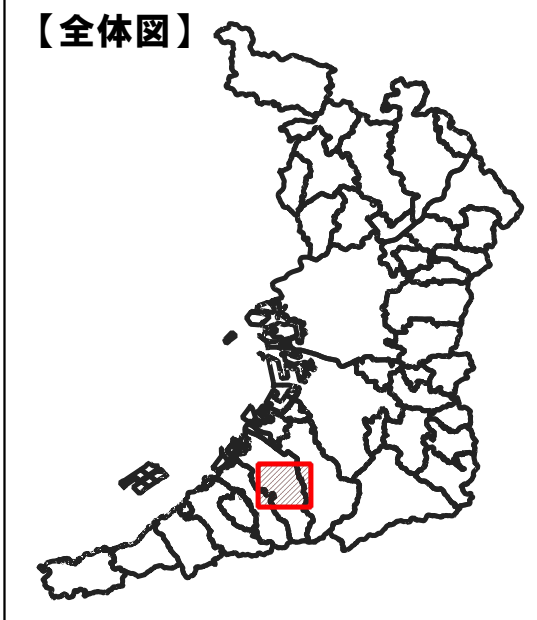
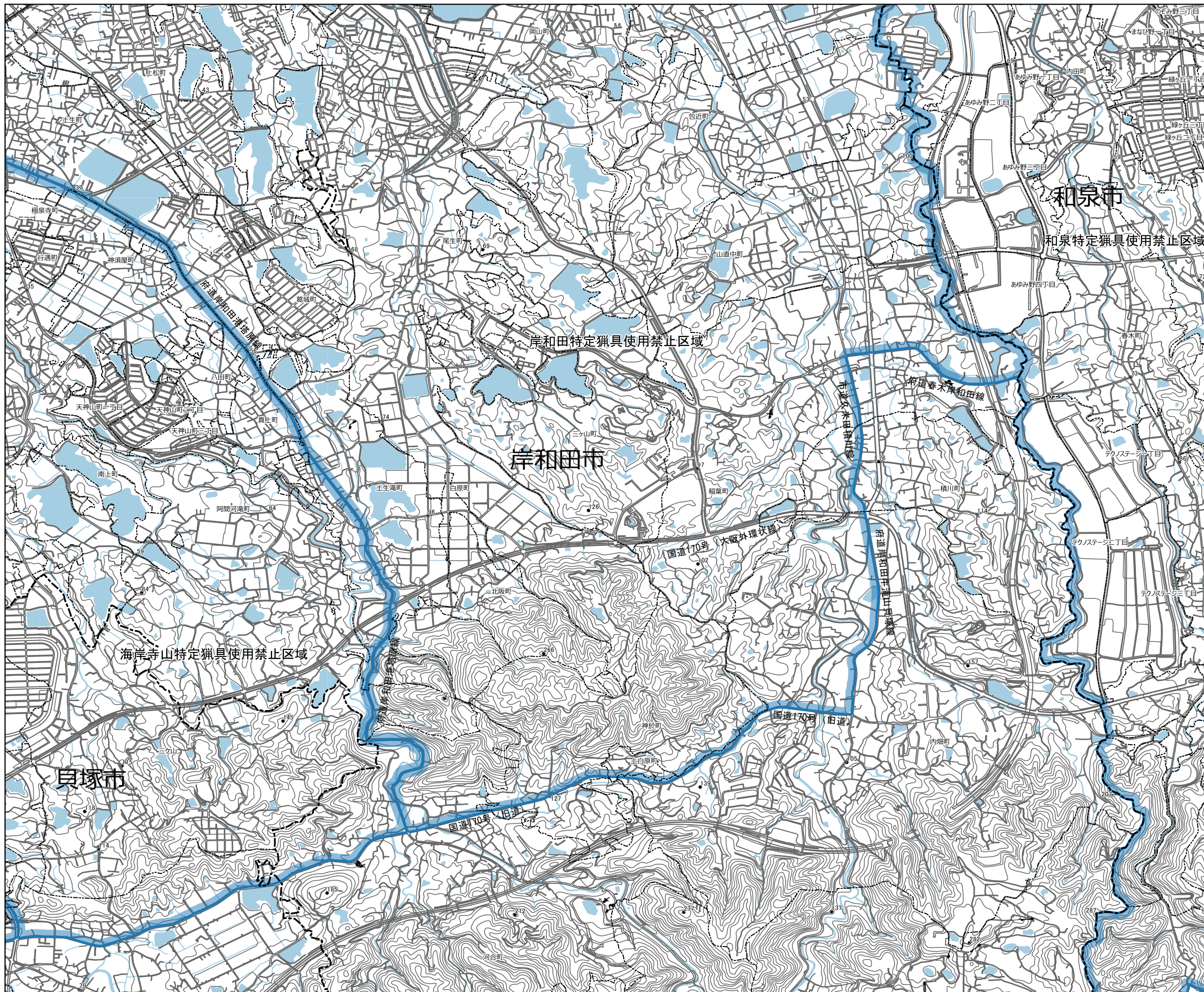


# 54 岸和田特定猟具使用禁止区域(3)

1:15000

0 250 500 750 1000 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
  - 鳥獣保護区特別保護地区
  - 特定猟具使用禁止区域(銃)
  - 鳥獣保護区(他府県)

**【指定区域】**  
 阪神高速道路湾岸線と岸和田市と泉北郡忠岡町の境界線の交点を起点とし、同境界線を南東進し、岸和田市と和泉市との境界線の交点に至る。岸和田市と和泉市との境界線を南進し、府道春木岸和田線との交点に至る。同線を西進し、市道久米田積川線との交点に至る。同線を南進し、府道岸和田牛滝山貝塚線との交点に至る。同線を南進し、国道170号線との交点に至る。同線を西進し、府道岸和田港塔原線に至る。同線を北進し、府道大阪和泉泉南線に至る。同線を南西進し、岸和田市と貝塚市との境界線に至り、同境界線を北西進し、阪神高速道路湾岸線に至る。同線を北東進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。